

別表（第7関係）

苗木等の種類	検査の時期	検査の方法								
苗木	母樹等から採取された穂木が接がれた苗木がほう芽し、葉が展開し始めた頃	検査対象園地内で栽培されている苗木の本数に応じて、以下の表に掲げる抽出数量の苗木を園地全体から満遍なく抽出し、生産者等の立会いの下、目視検査を行う。								
		なお、抽出に際しては、検査申請のあった品種の本数毎に検査する苗木を按分して抽出すること。								
		目視検査の結果、キウイフルーツかいよう病の疑似症状が確認された場合は、防除対策マニュアルで定める方法により検定を行う。								
		<table><tr><th>栽培されている苗木の本数</th><th>抽出数量</th></tr><tr><td>250本未満</td><td>全量</td></tr><tr><td>250本以上920本未満</td><td>250本以上</td></tr><tr><td>920本以上1,841本未満</td><td>270本以上</td></tr><tr><td>1,841本以上</td><td>300本以上</td></tr></table>	栽培されている苗木の本数	抽出数量	250本未満	全量	250本以上920本未満	250本以上	920本以上1,841本未満	270本以上
栽培されている苗木の本数	抽出数量									
250本未満	全量									
250本以上920本未満	250本以上									
920本以上1,841本未満	270本以上									
1,841本以上	300本以上									
		※ 栽培されている苗木の本数が不明な場合は、300本以上を検査することとする。								
母樹	発芽期から開花期頃	検査対象園地内の全ての母樹を対象として、生産者等の立会いの下、目視検査を行う。 検査対象園地内に母樹以外のキウイフルーツ等が混植されている場合は、苗木の場合と同じ抽出数量の樹体を対象として、目視検査を行う。 目視検査の結果、キウイフルーツかいよう病の疑似症状を確認した場合は、防除対策マニュアルで定める方法により検定を行う。								
花粉	花粉採取後	採取され、出荷用として調製された花粉を対象として、防除対策マニュアルで定める方法によりPCR検定を行う。								

第1号様式（第5関係）

年 月 日

キウイフルーツ苗木等検査申請書

植物防疫所（支所又は出張所）長 殿

申請者
氏名
住所

下記のとおりキウイフルーツ苗木等の検査を申請します。

園地 番号	園地の所在地	キウイフルーツ 等の種類	苗木、母樹 又は花粉の別	品種	園地における 栽培本数	出荷予定 数量	備考

（記載注意）

- 1 母樹の検査申請において、検査対象園地に穂木を採取する母樹以外のキウイフルーツ等が植栽されている場合は、備考欄に「混植有」と記入すること。
- 2 苗木の検査申請において、譲受した穂木を用いて苗木を生産する場合は、当該穂木の「産地市町村名および生産者氏名」を備考欄に記入すること。
- 3 花粉の検査申請においては、採取した花粉を使用する年度（当年又は次年）を備考欄に記入すること。

第2号様式（第9関係）

第 号
年 月 日

キウイフルーツ苗木等検査結果通知書

申請者住所氏名殿

植物防疫所（支所又は出張所）長

年月日付けで貴殿より検査申請があり、以下の園地において生産されたキウイフルーツ苗木等について、キウイフルーツ苗木等検査実施要領（平成30年4月25日付け30消安第228号農林水産省消費・安全局長通知）に基づく検査を行った結果、Psa 3の感染が確認されなかったことを通知します。

なお、苗木、穂木又は花粉を販売する場合は、本通知の写しを添付願います。

[illegible]

第3号様式 (第9 関係)

第 号
年 月 日

Psa 3 感染確認通知書

申請者住所氏名殿

植物防疫所（支所又は出張所）長

年月日付けで貴殿より検査申請があり、以下の園地において生産されたキウイフルーツ苗木等について、キウイフルーツ苗木等検査実施要領（平成30年4月25日付け30消安第228号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき検査を行った結果、Psa 3の感染を確認したことを通知します。

[illegible]

第4号様式（第10関係）

年度キウイフルーツ苗木等検査結果表

植物防疫所

[illegible]